議案第８０号

損害賠償の額を定めることについて

本市は、交通事故について、次のとおり損害を賠償する。

１　賠償金額

１，０７５，１１５円

２　賠償の相手方

[redacted]

平成３０年１１月３０日提出

秦野市長　高　橋　昌　和

事故の概要

(1)　発生日時

平成３０年４月２６日午後３時頃

(2)　発生場所

秦野市桜町二丁目１番３号先

(3)　事故の状況

水道施設課職員の運転する公用車が、上記場所の市道６号線を走行中、赤信号を確認し停車しようとしたが、ブレーキをかけるのが遅れ、前方で停車していた[redacted]さんの運転する普通自動車に追突し、[redacted]さんを負傷させるとともに、車両の一部を損傷させた。

(4)　本市の責任原因

前方の安全確認不履行

(5)　本市の過失割合

１００パーセント

提案理由

交通事故に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を求めるものであります。